

## 第10回 湯梨浜町農業委員会総会議事録

開催年月日	平成31年1月10日(木) 午後3時03分			
開催場所	湯梨浜町役場 第5会議室			
出席委員(11名)	1番 中村 博 委員	2番 清水 武敏 委員	3番 長谷川誠一 委員	4番 土井 繁美 委員
	5番 横川 力 委員	6番 蔵本 孝広 委員	7番 山下 昇 委員	8番 山上 真治 委員
		10番 土海 政信 委員	11番 山下 和子 委員	12番 谷岡 貞幸 委員
欠席委員(1名)	9番 山本 壽孝 委員			
推進委員(8名)	徳岡 正裕 推進委員	河井 勝重 推進委員	尾川 寛信 推進委員	山田 隆雄 推進委員
	山本 正義 推進委員	北野 文夫 推進委員	山本美代子 推進委員	倉本 哲男 推進委員
欠席推進委員(0名)				
職務のため出席した職員	事務局長 藤井 貞宣 副主幹 谷岡 弘栄			
提案議案	第43号議案 農地法第3条の規定による許可申請について 第44号議案 農地法第5条の規定による許可申請について 第45号議案 非農地の現況証明について 第46号議案 農用地利用集積計画の決定について 第47号議案 農用地利用配分計画の策定について 第48号議案 農業振興地域整備計画の変更について			
報告事項	第1号 農地転用現況確認状況について 第2号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について 第3号 時効取得による所有権移転登記の通知について 第4号 賃貸借の解約等の通知について			

日 程	発 言 者	発 言 の 要 旨
1 開会	事務局  議長	<p>ただ今から、平成 30 年度 第 10 回農業委員会の定例総会を開催致します。農業委員の現員数 12 名に対して、ただ今の出席委員は、11 名であります。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定に基づき、出席者が定足数に達しておりますので本総会が成立することを報告致します。開催にあたりまして長谷川会長からごあいさつを頂きます。</p> <p>長谷川会長あいさつ（中略）</p> <p>（出席者全委員で農業委員会憲章の唱和）</p> <p>それではこれより会を行います。湯梨浜町農業委員会会議規則第 4 条の規定によりまして、会長が議長を務めます事をご報告致します。</p> <p>続きまして、本日の議事日程でございますが、お手元に配布してあるとおりでございます。「会期の決定」を議題と致します。お諮りを致します。この総会の会期は、平成 31 年 1 月 10 日の本日 1 日と致します。これにご異議ございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>異議無しと認め、総会の会期を本日 1 日と致します。</p>
2 議事録署名委員の指名	(議長)	<p>次に「議事録署名委員及び書記の指名」について議題と致します。お諮りを致します。本案件につきまして、湯梨浜町農業委員会会議規則第 23 条第 2 項により、議長において指名をすることにご異議はございませんか。</p> <p>《はい。の声》</p> <p>はい。ご異議無い様でございます。異議無しと認め、議事録署名委員には 12 番谷岡貞幸委員、そして 1 番中村 博委員を指名致します。よろしくお祈りを致します。なお、会議書記におきましては事務局職員をお願いを致します。</p>
3 議事 議案第 37 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について	(議長)  事務局	<p>それでは日程第 3、議事に入ります。議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の可否決定についてを議題とします。それでは事務局の説明を求めます。</p> <p>議案第 43 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」説明します。次のとおり、農地法第 3 条第 1 項及び同法施行令第 1 条の規定による許可の申請があったので、これを許可することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>番号 1 譲受人は 宇谷●●、譲渡人は 倉吉市●●、土地の所在 大字 宇谷——、地目は台</p>



	<p>議長</p> <p>山下和子委員</p> <p>議長</p>	<p>事業内容は、建売分譲住宅 1 棟。農業振興地域整備計画において、農振農用地除外済み、土地改良区の意見書は添付されています。隣接耕作者はございません。</p> <p>頁をめくって頂き 3-1 頁が航空写真による位置図でございます。11 月総会でご審議頂きました 5 条転用案件の西隣になります。現地の写真等は、別添資料 1 の 1 頁目であります。頁をめくって頂き 2 頁目が農地区分の決定根拠。3 頁目が公図、4 頁目が土地利用計画図です。黄色く塗っております所が申請地でございます。5 頁目が建物平面図で、6 頁目が立面図。参考として 7 頁目にですね、隣接の事業計画を載せております。で、申請地と赤字で書いております所が、この度の申請のあった場所でございます。</p> <p>申請地は、隣接する建売分譲地と背中合わせの様な形で、周囲三方がコンクリートブロック等で囲まれ、雨水は申請地西側の道路側溝へ排出する計画であります。</p> <p>以上、申請につきましては周辺への土砂流出の恐れは無く、周囲に農地も無いことから、周辺の営農条件に支障を及ぼすものではありません。よって農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしているものと考えられます。以上でございます。</p> <p>はい、事務局の説明が終わりました。それでは、この案件につきましては現地に出向いて確認を行っております。現地確認委員の報告は、山下和子委員にご報告をお願い致します。それではお願いします。</p> <p>本日 1 時半より、会長、職務代理、谷岡委員、私、山下と河井推進委員、事務局 2 名の合計 7 名で現地の方を確認して参りました。現地の状況につきましては、本冊の 3-1、航空写真であります所でございますが。駐在所の所ですね。駐在所の横の方の場所でございます。それで資料の 1 の方は、この場所の所でございます。資料の 2 頁につきましては、農地区分の方で、第 3 種農地と云う事で、役場から 300m 以内の所でございます。そして転用についてはですね、排水の処理等雨による土砂の流出の恐れも無く、周りの方にも影響、支障も無い様でありますので、転用計画を認めることについて問題は無いと考えております。以上でございます。</p> <p>はい。ご苦労様です。それでは事務局の説明並びに現地確認の報告が終わりましたので、ただ今より、この議案第 44 号について質疑を行います。皆さんの方から質疑はございますか。質疑が無い様でございますが、質疑を終結してよろしゅうございますか。</p> <p>それでは質疑を終結致しまして、採決を行います。議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による</p>
--	-----------------------------------	---

<p>議案第 45 号 非農地の現況証明について</p>	<p>(議長)  事務局</p>	<p>許可申請」についての意見決定でございますが、この議案第 44 号、原案どおり認めることにご異議の無い方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 44 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」につきましては、原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 45 号「非農地の現況証明について」を審議致します。それでは説明をお願い致します。</p> <p>議案第 45 号「非農地の現況証明について」説明します。次のとおり、農地法第 2 条第 1 項に規定する農地以外のものである証明願いの提出があったので、同法の適用を受けない土地であることの証明を交付することについて、本委員会の議決を求めるものです。</p> <p>(資料は 4-1 頁と別添資料 1 の 8 頁)</p> <p>番号 1 申請人 原●●。土地の所在 大字 宇谷——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 204 m<sup>2</sup>。昭和 60 年頃から雑草雑木が繁茂し、原野状態になっているものです。</p> <p>番号 2 申請人 宇谷●●。土地の所在 大字 宇谷——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 781 m<sup>2</sup>。昭和 60 年頃から雑草雑木が繁茂し、原野状態になっているものです。</p> <p>頁をめくって頂き、4-1 が番号 1 と番号 2 の航空写真による位置図で、国道 9 号と高規格道路が立体交差している付近でございます。写真右側の三叉路は泊漁港へ通じる町道一里浜線で、左側の三叉路は町道原線と接続している所です。申請地は、国道 9 号の南側で道よりも高く、丘陵地帯の一角となっております。現地の写真は、資料 1 の 8 頁をご覧ください。</p> <p>(資料は 4-2、4-3 頁と別添資料 1 の 8、9 頁)</p> <p>番号 3 申請人 東京都品川区●●。土地の所在 大字 門田——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 5.58 m<sup>2</sup>。同じく大字 門田——、地目 台帳 畑、現況 原野、面積 301 m<sup>2</sup>。同じく大字 門田——、地目 台帳 畑、現況 山林、面積 153 m<sup>2</sup>。同じく大字 門田——、地目 台帳 畑、現況 山林、面積 207 m<sup>2</sup>。30 年以上前から耕作しておらず、原野・山林化しているものです。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、4-2 頁が字▲▲の二筆で、写真右上の埴見集落へ通じる三叉路近くの町道と農道に挟まれた極小の区画と住宅に接続する用地が申請地でございます。また 4-3 頁が字△△の二筆で、白樫集落の、奥の竹林の中でございます。現地写真につ</p>
----------------------------------	--------------------------	---

		<p>いては資料1の9頁と10頁をご覧頂けますでしょうか。9頁の写真左側の上下が、大字 門田—の5.58㎡の小っちゃい区画。それから右側の方が大字 門田—でございます。それから10頁目が大字 門田—と大字 門田—。竹林の中。もう周辺も竹林化しちゃっていると云うのは写真でも見て頂けるかと思いますが、そう云う状態でございます。それが番号3でございます。</p> <p>(資料は4-4頁と別添資料1の11頁)</p> <p>番号4 申請人 はわい長瀬●●。土地の所在 大字 橋津—、地目 台帳 田、現況 雑種地、面積 683㎡。隣接宅地と共に盛土造成した後、耕作が困難となり現在に至る状況です。</p> <p>航空写真による位置図は、頁をめくって頂き、4-4頁で、現地写真については資料1の11頁でございます。以上であります。</p> <p>事務局の説明が終わりました。この非農地証明につきましても、現地に出向いて確認を行っております。先ずこの報告でございますが、番号1番と2番は谷岡委員。そして番号3番は河井推進委員。番号4番は山下和子委員に報告をして頂きます。それでは先ず、番号1番2番。谷岡委員、報告をお願い致します。</p> <p>報告致します。4-1、1と2。現場は宇谷です。資料は8頁。現地は30年以上に亘って耕作されておらず、この資料1の8頁にも見られます様に、農地に復元することは不可能だと云う状況であります。よって非農地として認めることに問題は無いと考えます。以上です。</p> <p>はい、ご苦労様です。それでは番号3番でございますが、河井推進委員に報告をお願い致します。</p> <p>では、報告させて頂きます。3番門田字▲▲の分ですが、4-2。現況を見てもらったら分かると思いまけども。今事務局が言った様に、ほんの小さい所で、もう原野になっております。耕作が出来ない様な状態です。それが1番2番。それから今度は門田の字△△の件。字△△の件も見て頂ければ、今度は4-3ですね。さっきも事務局が言ってました様に、竹藪と云うか、その中にポンとある様な状態です。ここも本当、山林になっている状態です。別添資料の方を見て頂ければ分かるんですけど。別添資料の10頁ですね。竹藪の中にポコンとある様な状態です。ですからこれも申請のとおり、非農地になるんじゃないかと云う事で皆が一致して、帰って参りました。以上です。</p>
	議長	
	谷岡委員	
	議長	
	河井推進委員	

	<p>議長 山下和子委員</p> <p>議長</p> <p>中村委員 議長 中村委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>中村委員 議長 事務局</p> <p>議長 中村委員 議長 横川委員</p>	<p>はい。それでは番号4番の件につきましては、山下和子委員に報告をお願い致します。</p> <p>はい。4番でございますが、現地の状況につきましては、先方事務局の方からありました所でございます。場所と致しましては4-4の所でございます。家が建っており、その後ろです。これは耕作が困難となり現在に至ると言う事になっております。これを農地に復元することは、本当に困難ですので、非農地として認めることに問題は無いと考えております。以上でございます。</p> <p>それでは、事務局の説明並びに現地確認者の報告を以上で終わります。1番2番3番4番とございますが、一括して質疑を行いたいと言う風に思います。それでは皆さんの方から質疑はございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、中村委員どうぞ発言してください。</p> <p>この橋津の分ですね、4番。ここ、何か物置小屋がある様な感じなんですけどもね。これは使われているんですかね。</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>回答させていただきます。そこの物置小屋は、今も使われておりまして。申請者に聞きましたところが、荷物がまだ入れてあって、片付けるが、もう暫くはそのまま置いておくと云う事で伺っております。</p> <p>何か、その状態でこれ、外すと云う事は可能なんですか。</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>今回の非農地の証明申請でございますので、農地に出来るのか、農地で無いのかと云う判断です。上物が建ってれば、そう云う所は農地としての利活用はできませんので、特に非農地証明に対する判断に関しては、支障は無いと云う事になります。逆に、物があることに依って、ここは農地として活用することが出来ないと言う風な事も言える訳ですので。全然問題は無いと云う風に言えます。以上です。</p> <p>はい。中村委員、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他質疑はございますか。</p> <p>すみません。</p>
--	--	---

	<p>議長 横川委員</p> <p>議長</p> <p>事務局 横川委員 蔵本職務代理 横川委員 議長 清水委員 議長 清水委員</p> <p>議長 事務局</p> <p>清水委員 事務局</p> <p>清水委員 議長</p>	<p>横川委員どうぞ発言してください。</p> <p>一つ教えてください。羽合の橋津ですね。ここ、隣接宅地と共に盛土造成した後、耕作が困難となり現在に至るって書いてあるんですけど。何時頃盛土をしたかって云うのは分かりますか。分からない。</p> <p>説明をお願いします。</p> <p>今ちょっとこの場で、具体的な年数を押さえて無いので、お答えが出来ないです。一緒にやってくれと云う、そう云うパターンでしょ。</p> <p>同じ田んぼだから。一枚田んぼを地上げをして、半分は畑、半分は宅地。</p> <p>半分は畑、半分は宅地で、一緒にしちゃったと。なるほどね。はい、分かりました。その他にございますか。</p> <p>はい。</p> <p>はい、清水委員どうぞ発言してください。</p> <p>あの、非農地にするのには問題ないと思いますけども。先にありました3条申請のところですね、宇谷の方と、この度の宇谷の方の関係と云うのは。財産の関係か何かで整理していると思っただけだと思うんですけども。どう云う関係でしょうね。</p> <p>説明してください。</p> <p>お答えします。親子です。親子ですけれども、現にある農地、この度非農地が出て来ておりますけども。農地の名義は、ご健在ですから、お父さんの名義のままになっております。しかしながら、もう農業経営からは退いておられますので、農業経営自体は息子が経営主と云う事になっておりますので、経営主さん名義で取得をされると云う事です。</p> <p>別に同じ名義でなくても良いと云う訳ですね。</p> <p>そうですね。逆に農業を退いた方が、農地を取得される方が不自然ですので。経営者の方が農地を取得するべきですので、そう云う事になっております。</p> <p>はい。分かりました。</p> <p>その他に質疑はございますか。それでは質疑は出尽くした様でございますので、ただ今をもって終結致します。それでは採決を行います。議案第45号「非農地の現況証明」について、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p>
--	---	---

<p>議案第 46 号 農用地利用集積計画の決定について</p>	<p>(議長)</p> <p>事務局</p> <p>議長</p>	<p>《全員賛成》</p> <p>それでは皆さん、全員の方が賛成でございますので、議案第 45 号「非農地の現況証明」については、原案どおりこれを認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」を議題と致します。この議題に入ります前に、農業委員会等に関する法律第 31 条第 1 項の規定によりまして、山上委員はこの議事には関わりがございますので、退席をお願いしたいと云う風に思います。</p> <p>(山上真治委員 退席)</p> <p>それでは会を続行致します。ただ今退席致しました山上委員の該当する番号 17 と 25, 26 でございますが、これは先に審議をさせていただきます。それでは事務局より、説明をお願い致します。</p> <p>議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」説明させていただきますが、全体を説明させていただきますのでご了承願います。次のとおり、農用地利用集積計画が作成されたので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。公告予定日は平成 31 年 1 月 15 日を予定しております。</p> <p>(資料は 5-1 頁から 5-6 頁)</p> <p>頁をめくって頂き、利用集積計画総括表をご覧ください。関係戸数は 借り人 12、貸し人 34 です。利用権の設定期間は田畑の合計で、3 年未満が 20 件で 37,775 ㎡、3 年以上 6 年未満が 12 件で 22,892 ㎡、6 年以上 10 年未満が 5 件で 20,429 ㎡です。</p> <p>設定作物等面積は、水田として利用が 54,982 ㎡、転作田として利用が 516 ㎡、樹園地として利用が 13,147 ㎡、普通畑として利用が 12,451 ㎡、利用権設定面積率は 0.619%でございます。詳細については次の頁 5-2 から 5-6 頁までの各筆明細がございますけれども。</p> <p>「農用地利用集積計画」については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。</p> <p>それでは各筆明細をご覧ください。そして今申しました様に、山上委員の関係がございます番号 17, 25, 26 番。これを先に皆さん方に審議して頂きます。それでは各筆明細をご覧くださいまして、質疑がございましたらお願い致します。質疑はございませんか。それでは質疑は終結致します。</p> <p>それでは番号 17, 25, 26 番。この 3 つの事件につきまして採決を行います。原案どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p>
--------------------------------------	----------------------------------	--

	<p>河井推進委員 議長 河井推進委員 議長 河井推進委員</p> <p>事務局</p> <p>議長</p> <p>(議長) 事務局</p> <p>議長 河井推進 議長</p>	<p>《全員賛成》</p> <p>はい。全員の方が賛成でございますので、番号 17, 25, 26 番は、これを原案どおり認めることと致します。</p> <p>(山上真治委員 着席)</p> <p>それでは会を続行致します。先ほど申しました様に、番号 17, 25, 26 番を外したものの。そのものについて各筆明細をご覧頂きまして、皆さんの方からお尋ねがございましたら、どうぞ発言をしてください。それでは少し時間を頂きます。</p> <p>ちょっと聞いてみます。</p> <p>はいどうぞ。河井推進委員どうぞ。</p> <p>この 22 番、別所。出す方の上浅津●●さん。上浅津にこう云う方おられるかな。</p> <p>えっと、事務局説明を。</p> <p>住所は上浅津、場所は別所になってますけどね。何だか、そんな人居ないし。梨、果樹になってますしね。</p> <p>ちょっとこれは、申請書の方を確認させて頂きましようか。ちょっとお時間頂けますか。確認して参りますので。</p> <p>はい、どうぞ。じゃあちょっと休憩します。</p> <p>(暫時休憩)</p> <p>それでは会を続行致します。説明をお願いします。</p> <p>先ほどの河井推進委員からの質問です。整理番号 22 番。地主さんの方なんですけれども。元々は別所の●●さんなんですけれども、お亡くなりになりまして。お子さんが農地を引き継いで、上浅津のこちらの方に出ておられるそうです。ですので、今は住所が上浅津になっておられます。</p> <p>はい。と、云う事ですが、河井推進、良いですか。</p> <p>はい。</p> <p>その他にございますか。それでは無い様でございますので、質疑はこれで終結を致します。それでは採決を行います。議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定について」でございますが、原案どおり認めることに賛成の方は、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p>
--	--	---

<p>議案第 47 号 農用地利用配分計画の策定について</p>	<p>(議長) 事務局</p> <p>議長</p>	<p>はい。全員の方が賛成でございますので、議案第 46 号「農用地利用集積計画の決定」につきましては、これを原案どおり認めることと致します。</p> <p>続きまして、議案第 47 号「農用地利用配分計画の策定について」を議題と致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 47 号「農用地利用配分計画の策定について」説明します。次のとおり、農用地利用配分計画が策定されたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は 6 頁と別添資料 2)</p> <p>資料 2 の農用地利用配分計画案をご覧ください。頁をめくって頂き 2 頁目、各筆明細でございます。整理番号 1 権利の設定を受けるもの 藤津 合同会社●●。土地の所在は 記載のとおり 1 件で、面積 1,228 ㎡、9 年 11 か月の使用貸借による水稻栽培です。以上であります。</p> <p>それでは説明が終わりましたので、ただ今から質疑を行います。皆さんの方からございますか。良いですか。それでは無い様でございます。採決を行います。議案第 47 号「農用地利用配分計画の策定」について、申請どおり認めることにご異議の無い方は挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第 47 号「農用地利用配分計画の策定」につきましては、この原案どおり認めることと致します。</p>
<p>議案第 48 号 農業振興地域整備計画の変更について</p>	<p>(議長) 事務局</p>	<p>続きまして、議案第 48 号「農業振興地域整備計画の変更について」を審議致します。それでは説明をお願いします。</p> <p>議案第 48 号「農業振興地域整備計画の変更について」説明します。次のとおり、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 1 項の規定による農業振興地域整備計画の変更について湯梨浜町長から提出されたので、同法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、本委員会の意見を求めるものです。</p> <p>(資料は別添資料 1 の 12～15 頁)</p> <p>番号 1 申請者 東京都品川区 株式会社●●。土地所有者 長和田●●。土地の所在 大字 長和田——、地目 田、面積 1,347 ㎡。</p> <p>店舗の移設と駐車場の拡張を計画しているものです。農地区分は第 3 種農地で、詳細は別添資</p>

<p>4 報告事項</p> <p>報告事項 第1号 農地転用現況確認状況について</p>	<p>議長</p> <p>(議長)</p> <p>事務局</p>	<p>料1の12頁をお願い致します。12頁が農地区分決定根拠で、13頁が航空写真による位置図、14頁が公図、15頁が土地利用計画図でございます。</p> <p>(資料は別添資料1の12～15頁)</p> <p>番号2 申請者 宇野●●。土地所有者は申請者と同一でございます。土地の所在 大字 宇野——、地目 田、面積780㎡。同じく大字 宇野——、地目 田、面積402㎡。同じく大字 宇野——、地目 田、面積750㎡。</p> <p>番号3 申請者 宇野●●。土地所有者は 鳥取市●●。土地の所在 大字 宇野——、地目 田、面積1,428㎡。</p> <p>国の重要文化財である尾崎家住宅修理工事のための工事用道路を敷設する計画でございます。農地区分は第2種農地。詳細は別添資料1の16頁目が位置図、17頁が土地利用計画図です。</p> <p>以上、番号1から番号3につきまして、申請者の事業計画の必要性に基づき、当該農地を農振農用地から除外することの可否について意見を求めるものですので、ご審議をお願い致します。以上であります。</p> <p>はい。説明が終わりましたので、それでは質疑を行います。皆さんの方からお尋ねはございますか。ご意見ございませんか。無い様でございますので、それでは質疑を終結致します。採決を行います。議案第48号「農業振興地域整備計画の変更」について、原案どおり認めることに賛成の方、挙手をお願い致します。</p> <p>《全員賛成》</p> <p>全員の方が賛成でございますので、議案第48号「農業振興地域整備計画の変更」につきましては、これを可とすることに意見決定致します。</p> <p>それでは以上を持ちまして議事を終結致します。</p> <p>それでは報告事項に入ります。報告事項は第1号から第4号までございます。一括してすれば、また、皆さんの方から質問等がしにくいと云う風な事もあろうかと思っておりますので、報告事項は第1号と第2号。そして第3号と第4号。2回に分けて報告をして頂きます。それでは第1号第2号、一括して説明をお願いします。</p> <p>報告事項第1号「農地転用現況確認状況について」説明します。次のとおり、農地転用現況確認願いが提出され、現況を確認し確認書を交付したので、その状況を報告するものです。</p>
--	----------------------------------	--

<p>報告事項 第 2 号 公共事業の施行に伴う農地転用報告について</p>	<p>(事務局)</p>	<p>(資料は 8-1 頁)</p> <p>番号 1 転用者 門田 株式会社●●、土地の表示 大字 門田——、地目は畑、面積 119 m<sup>2</sup>。転用目的は 駐車場・駐輪場、許可指令年月日は平成 15 年 6 月 5 日、番号は記載のとおりです。確認書交付日は 12 月 10 日。調査結果は、平成 15 年 7 月 5 日埋め立て造成・整地工事完了です。</p> <p>頁をめくって頂き 8-1 頁に航空写真による位置図をつけております。</p> <p>(資料は 8-2 頁)</p> <p>番号 2 転用者 はわい長瀬——、土地の表示 はわい長瀬——、地目は畑、面積 112 m<sup>2</sup>。同じく はわい長瀬——、地目は畑、面積 89 m<sup>2</sup>。同じく はわい長瀬——、地目は畑、面積 27 m<sup>2</sup>。同じく はわい長瀬——、地目は畑、面積 128 m<sup>2</sup>。転用目的は 駐車場、許可指令年月日は平成 30 年 11 月 20 日で、番号は記載のとおりです。確認書交付日は 12 月 21 日。調査結果は平成 30 年 12 月 17 日埋め立て造成・整地工事完了です。</p> <p>頁をめくって頂き 8-2 頁が航空写真による位置図です。報告事項第 1 号につきましては以上であります。</p> <p>続いて報告事項第 2 号を報告させていただきます。「公共事業の施行に伴う農地転用報告について」説明します。次のとおり、公共事業の施行に伴う附帯施設設置に係る農地転用報告書が提出されたので、報告するものです。</p> <p>番号 1 届出人 琴浦町 株式会社●●。土地の表示 はわい長瀬——、地目は台帳・現況とも畑、面積 1,316 m<sup>2</sup>。工事の所管課は中部総合事務所農林局地域整備課で、工事名は記載のとおりでございます。転用目的は、工事資材置き場で、工期としていますが、平成 30 年 12 月 5 日から平成 31 年 3 月 22 日までです。</p> <p>別添資料 1 の 18 頁に施工場所と転用農地の位置が表示された図面、19 頁に公図を添付しております。</p> <p>番号 2 届出人は番号 1 に同じく株式会社●●。土地の表示 はわい長瀬——、地目は台帳・現況とも畑、面積 2,970 の内 1,000 m<sup>2</sup>であります。工事の名称及び所管課は、番号 1 に同じく中部総合事務所農林局地域整備課です。転用目的は、工事資材置き場で、期間が平成 30 年 12 月 20 日から平成 31 年 3 月 25 日までです。</p> <p>別添資料 1 の 20 頁に転用農地の位置図、それから 21 頁に土地利用計画の概要図を添付してお</p>
--	--------------	--

<p>報告事項 第 3 号 時効取得による所有権移転登記の通知について</p>	<p>議長  事務局</p>	<p>ります。報告事項第 2 号については以上でございます。</p> <p>はい。報告事項 1 号、それから第 2 号。これを報告して頂きました。皆さんの方からお尋ねはございますか。無い様でしたら進行致します。</p> <p>報告事項第 3 号、第 4 号。一括して報告をしてください。</p> <p>報告事項第 3 号「時効取得による所有権移転登記の通知について」説明します。次のとおり、時効取得による所有権移転登記がなされた旨の通知があったので、報告するものです。</p> <p>番号 1 登記権利者 田後●●、登記義務者 千葉県中央区●●、土地の表示 大字 田後——、地目は田、面積 94 ㎡。登記受付年月日は平成 30 年 12 月 19 日、登記原因は昭和 63 年月日不詳時効取得です。</p> <p>番号 2 登記権利者 泊●●、登記義務者 埼玉県三郷市●●、土地の表示 大字——、地目は畑、面積 205 ㎡。登記受付年月日は平成 30 年 12 月 25 日、登記原因は昭和 63 年月日不詳時効取得です。</p> <p>番号 3 登記権利者 泊●●、登記義務者は、番号 2 と同じく●●、土地の表示 大字——、地目は畑、面積 738 ㎡。登記受付年月日は平成 30 年 12 月 25 日、登記原因は昭和 63 年月日不詳時効取得です。</p>
<p>報告事項 第 4 号 賃貸借の解約等の通知について</p>	<p>(事務局)   議長  徳岡推進委員</p>	<p>次、頁をめくって頂きまして、報告事項第 4 号「賃貸借の解約等の通知について」説明します。</p> <p>次のとおり、農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 14 条の 3 の規定により、賃貸借の解約等の通知があったので、その状況を報告するものです。</p> <p>番号 1 権限の種類は 農業経営基盤強化促進法。貸人 別所●●、借人 別所●●。土地の所在 大字 別所——、地目は畑、面積 409 ㎡。合意の成立日と土地の引き渡し日は記載のとおりです。</p> <p>番号 2 権限の種類は 農地法。貸人 別所●●、借人 別所●●。土地の所在 大字 別所——、地目は田、面積 1,579 ㎡。同じく 大字 別所——、地目は畑、面積 188 ㎡。合意の成立日と土地の引き渡し日は記載のとおりであります。以上でございます。</p> <p>報告事項第 3 号 4 号の説明が終わりました。皆さんの方からお尋ねはございますか。徳岡推進委員どうぞ。</p> <p>あの、最後の方の 11 頁の。賃貸借の解除で分かるんですけども。借人に返してもらったと云</p>

5 その他	議長 事務局	<p>う事なんですけども、これは農家の方ですか。百姓が続けられる方ですか。</p> <p>はい。説明してください。</p> <p>説明させていただきます。この度お金を払ってやる貸し借り、賃貸借と云うのを解約されて。今はほとんどが無償の使用貸借の方が大半になって来てるんで。地主さんの方も気を使って、タダでも良いからこっちの方へ切り替えようかと云う様な形で賃貸借を、と云うのが●●さんの方。で、もう一つの方は、番号1につきましては、そう云う話じゃなくて、●●さんの息子さん梨作りをされると云う事で、解約の後に息子さんと貸借契約を結び直すと云う物です。契約名義人が違って来るので、それはきちっとした形でやりましょうと云う事でありまして。番号1の方は。で、番号2の方は、お金を払ってまで、と云う事になるんで。これはやめて使用貸借に切り替えると聞いております。</p>
	議長 徳岡推進委員	<p>えーっと。徳岡推進委員良いですか。来月かどうかわかりませんが、次に出て来ると。田んぼや畑が荒れりゃしないかと心配してるだけです。良いです。</p>
	中村委員	<p>じゃあ、来月位に出て来る訳ですね。</p>
	議長 事務局	<p>それをちょっと説明を。</p> <p>すみません、補足説明を。</p>
	議長 事務局	<p>はい。</p> <p>番号1の方は、今回の。</p>
	土井委員	<p>5-4の21番</p>
	事務局	<p>そうですね。5-4頁、整理番号21番です。</p>
	議長 事務局	<p>ああ、載ってるな。</p> <p>この度の解約の方の番号2番は、来月の審議になる予定でございます。</p>
	議長 徳岡推進委員	<p>はい。じゃあ、質問された方良いですか。</p> <p>はい。</p>
	議長  (議長)	<p>それではその他、お尋ねはございますか。はい。無い様でございますので、これはあくまでも報告でございます。ご了解をお願いします。次へ進めます。</p> <p>それでは、その他でございますが、2月定例総会の件についてお諮り致します。それでは説明をお願いします。</p>

